取調べ「可視化」の「現在」

アメリカにおける可視化~アメリカに実質証拠問題はあるか

留学直後、一つの重要裁判例が現れた。実質証拠問題 に関する東京高判2016年8月10日判決(判例時報2329号 98頁)である。本稿でこの判決の当否については論じない

が、要点のみ指摘しておく。

法301条の2によって、捜査機関は、対象事件について、 基本的に全過程の録音・録画を義務づけられた。そして、 自白調書の任意性が争われた場合、検察官は取調べの録画 媒体を証拠請求しなければ、自白調書は当然に証拠却下さ れることとなった。ここで想定されている録画媒体の利用 法は、あくまで任意性立証のための補助証拠としての位置 づけである。しかし、被疑者が取調べ中に供述するものの、 調書に署名指印しなかった場合、供述調書そのものは公判 で用いることは不可能になる。その場合、法324条によっ て、取調官が証人として証言することを法は予定している が、そのような立証はこれまで稀であった。

しかし、今や録画媒体がある。この局面で、捜査機関は、 録画媒体そのものを自白、すなわち罪体立証のための実質 証拠として用いることを考え始めるのは必然であった。犯 行再現写真に関する判例を前提にすれば、伝聞性の問題は クリアできそうにも見える。他方で、録画媒体には、供述 のみならず被疑者の表情・仕草・振る舞い等、供述調書に はない多くの情報が含まれる。その映像が持つインパクト は、供述調書のそれよりも極めて大きい。さらに、映像は 時に誤解や思い込みも生む。言い分が否定されて泣いてい るのか、後悔の念から泣いているのか、事実認定者に本来 わかるはずのないことが、映像の力によって「わかったよ うな気」になってしまう。そうすると、録画媒体を実質証 拠とすることには、弁護側は躊躇を覚える。これがいわゆ る実質証拠問題である。

誤解なきよう付言しておくが、筆者はこの問題ゆえに可 視化すべきでないと主張するものではない。より正確かつ 客観的な情報を豊富に含む録画媒体が、供述調書に証拠 価値として勝るものであることは否定のしようもない。問 取調べの可視化大阪本部 事務局次長 川 崎 拓 也

題は、その使い方である。すなわち、事実認定者に偏見を 与えずに、どのようにすれば豊富な客観的情報を法廷に顕 出できるかという問題である。

本題に入る。「アメリカでは実質証拠問題は、どのよう に議論されているのだろうか」。

端的に回答を示す。「アメリカには実質証拠問題という 議論自体が存在しなかった」。

理由の一つには、前可視化時代のアメリカにおける自白 の立証方法が挙げられる。そもそもアメリカでは、元来自 白の立証方法として、取調官尋問が多用されていた。我が 国における324条の立証である。取調官は、好き勝手に自 白内容と自白時の被疑者の様子を法廷で語る。そんな恣意 的なものより、記録媒体の方がよほど「マシ」だというの である。

しかし、アメリカでも同様の問題意識は芽生え始めてい る。例えば、警察官が装着するボディカメラによって、犯 人らしき者を追いかける場面が録画されることがある。そ れが被疑者をより犯人らしく見せ、誤解を招くというので ある。動画の持つインパクトへの懸念は、このような形で 顕在化している。今後の議論を注視したい。

帰国後、以下の興味深い見解の紹介を受けた。本稿の括 りとして紹介する。

「録音録画を義務付けるべき数多の理由がある一方、それ は万能薬ではない。実際、記録することによる鮮明さと客 観性という有益性と同じ位、誤解を生むリスク、そして無 意識に不正義を生むツールとなりうるリスクもある。| 「近時 の研究では、取調べの記録は、実際あまりにも強烈で説得 的すぎる。」「もし仮に弁護人が、その信頼性に疑義を呈す る理由を指摘したとしても、ビデオにおいて被疑者が自ら の罪を高らかに宣言する感情的なインパクトは強力であり、 取り除くことはできない。| Jennifer L. Mnookin (UCLA)

次回は、アメリカにおける取調べ手法の変化について報 告する。